

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレーン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年8月12日発行

有限会社トータルマネジメントブレーン Mail : tmb@tkcnf.or.jp

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17アケイ南森町6F

担当：池田 翔

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

個人版事業承継税制

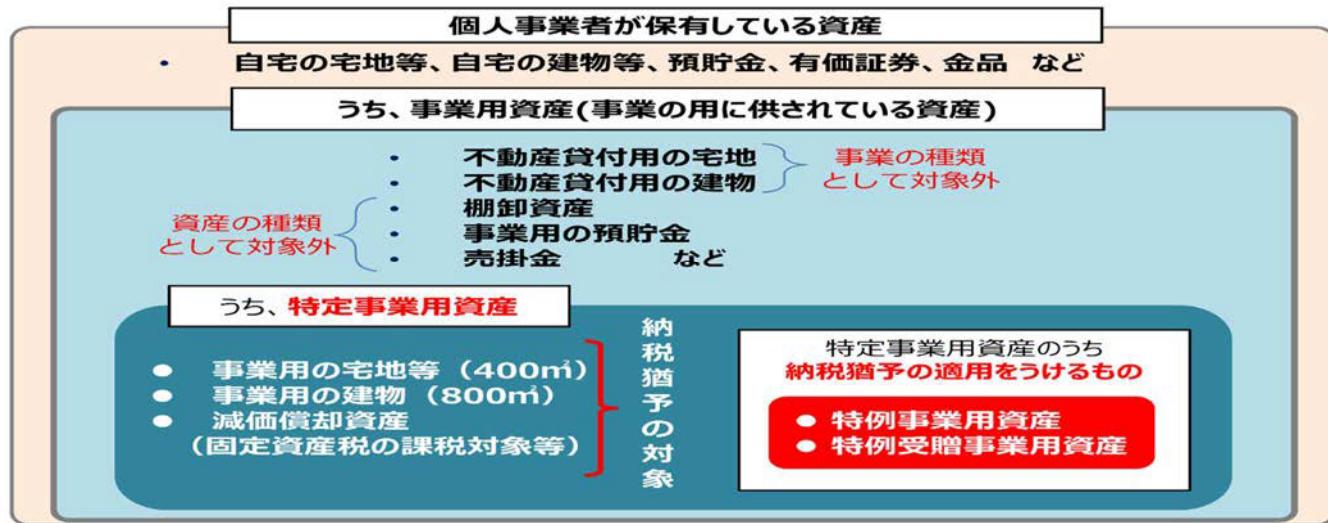
日本では高齢化が進み、令和7年には個人事業者の約209万人のうち約150万人が70歳以上となると予測されています。経営者の年齢別の直近3年間の売上の状況を見ると、増加割合が一番高い年齢層は、30歳以上40歳未満の若い経営者層で、70歳以上となると売上高が上昇しているのは14.4%にもなり、今は個人事業者の円滑な事業承継は喫緊の課題であり、支援する必要があるとして平成31年1月1日以後の贈与・相続から「個人事業主についての納税猶予制度（事業承継税制）」を創設しました。今回はこの個人版事業承継についてご説明致します。

1. 承継計画の提出

対象となるのは、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに、認定経営革新支援機関の指導・助言を受けて作成した特定事業用資産の承継前後の経営見直し等が記載された「承継計画」を都道府県に提出し、都道府県知事の確認を受けた後継者とされています。確認を受けた後継者である受贈者又は相続人等が、特定事業用資産を贈与又は相続等によって取得し、経営承継円滑法の認定を受けた場合には、その特定事業資産に係る贈与税・相続税の全額について、一定の要件のもと納税を猶予し、後継者の死亡等により、猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。なお、特定事業用資産を取得する時期は平成31年1月1日から令和10年12月31日までに限定されます。また、令和10年12月31日までの贈与について、贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合には、贈与者が死亡したときに猶予贈与税額が免除され、贈与時点の特定事業用資産の評価額が相続税の課税対象となります。この贈与者の死亡時に都道府県知事の切替確認を受けることにより、相続税の納税猶予制度の適用を受けることができれば、特定事業用資産に対応する相続税額の全額が猶予されます。なお、相続税の納税猶予制度を単独で受ける事もできます。

2. 対象となる特定事業用資産の範囲

納税猶予の対象となる特定事業用資産とは、先代事業者（贈与者・被相続人）の事業の用に供されていた次の図の資産で先代経営者の贈与又は相続開始前の年の前年分の事業所得に係る青色申告書（複式簿記で65万円控除の適用を受けているもの）貸借対照表に計上されている資産です。なお、事業の範囲から不動産貸付業は除かれます。



3. 事業用債務がある場合

特定事業用資産とともに事業用債務の金額を引継いだ場合には、特定事業用資産の価額から控除します。

4. 法人成りの継続適用

事業を引継いだ個人が、相続税の申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資等し、会社を設立した場合、その個人が、当該会社の株式等を保有していることその他一定の要件を満たすときは、納税猶予が継続されます。贈与の場合も同様の取扱いが規定されています。

個人版事業承継は令和6年3月31日までの承継計画の提出後、令和10年12月31日までの贈与又は相続等に対して適用されます。事業承継計画を提出するだけならデメリットはありませんので将来個人版事業承継の適用も検討の余地があるとお考えの方は承継計画を出す事をおすすめします。なお、「個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（個人版事業承継税制）」の詳しい内容につきまして次回以降で発行致します。